

防寒対策についてのお知らせ

11月に入り、気温の低い日が多くなってきました。新型コロナウイルス感染症対策として教室の換気は継続して行うため、室温を保つことが困難になることが予想されます。そこで、防寒対策として以下の規定を設けることとします。

① ウィンドブレーカー

- ・屋内、屋外を問わず、必要に応じて着用してもよい。



② ひざかけ等

- ・必要に応じて使用してもよい。
- ・色、柄は問わない。
- ・肩からはおるようになるなど、授業中の使い方としてふさわしくない使い方はしない。
- ・人のものを借りたり、二人以上で共用したりしない。

③ カイロ等

- ・必要に応じて使用してもよい。
- ・手持ち式のものを授業中には使用しない。



④ 飲み物

- ・水筒の中身として、温かい飲み物の持参をしてもよい。
- ・中身は、夏場に認められているものと同様とする。

⑤ インナー等

- ・セーターは、制服やトレーナーの下に着用し、襟・袖・裾から出ないものであれば着用してよい。色は、白・黒・紺・茶色・灰色とする。
- ・インナー（ヒートテック等 防寒着素材の下着）がトレーナー等から見えないように着用する。

⑥ マフラー、ネックウォーマー、手袋

- ・登下校時に使用する。特に自転車に乗るときは手袋を着用し、安全に運転できるようにする。
- ・教室内での使用はしない。

※ 注意事項

- ・上記の①、②は新型コロナウイルス感染症対策に関連した特別規定です。今後の感染の状況によって変更することもあります。
- ・上記の③～⑥の規定は例年も認められている規定です。
- ・室内での防寒具の使用は、入試等では認められない場合が多いので、注意してください。
- ・授業の内容に応じて、上記の防寒具の使用を制限することもあります。
- ・上記の規定は、生徒一人一人が正しい判断ができるという前提で定められています。正しい使用ができなければ禁止事項が増えてしまうので注意してください。
- ・不明な点、心配な点は、一人で判断せず先生に相談してください。